

令和9年10月1日(金)から 家庭ごみ有料化制度が始まります。

～将来世代のため、さらなるごみの減量化・資源化を目指して～

目的

家庭ごみ有料化は、ごみの排出量に応じて手数料をご負担いただく制度です。

本制度の導入により、**ごみの排出抑制**や**分別の促進**が期待されます。

また、現在使用しているごみ焼却施設の延命化や、ご負担いただいた手数料を施設の更新を目的とした基金に積み立てることで、**将来世代の負担軽減**も期待されます。

有料化の対象

「燃やすしかないごみ」と「燃やせないごみ」

※ごみの分別徹底や資源化を推進するため、有料化に合わせて「燃やせるごみ」を「燃やすしかないごみ」に改称します。

出し方

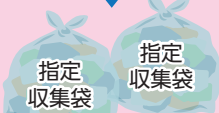
指定収集袋に入れて、決められたごみ集積場へ決められた日の朝8時までに出してください。

有料化するごみ

燃やすしかないごみ



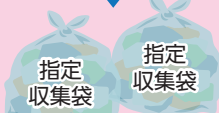
紙くず、生ごみなど



燃やせないごみ



ガラス、金属類など



それぞれ指定収集袋に入れてごみ集積場へ

※袋に入らない大きさのものは45ℓの指定収集袋を貼りつけるか、縛りつけて出してください。

有料化しないごみ

資源物



空き缶

空きびん

プラスチック資源

ペットボトル

紙類 など

燃やすしかないごみ



紙おむつ

剪定枝・刈草

燃やせないごみ



スプレー

発火性危険物 など

正しく分別して、
ごみの減量化に
ご協力をお願いします。



指定収集袋の販売価格(ごみ処理手数料について)

指定収集袋は、お近くのスーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストアなどで、令和9年7月から販売を予定しています。

種類	特大袋	大袋	中袋	小袋	特小袋
容量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	5ℓ
袋1枚の価格	45円	30円	20円	10円	5円
販売価格※税込 (10枚入)	450円	300円	200円	100円	50円



よくあるご質問

Q1 家庭ごみ有料化とは、どのような制度ですか。

A1 家庭ごみを処理するための費用の一部を手数料として市民の皆さんにご負担いただく制度のことです。市民の皆さんには指定収集袋の購入時、袋の容量に応じた手数料をご負担いただきます。

Q2 有料化の対象となるごみを指定収集袋以外の袋に入れて出しても、収集されますか。

A2 収集されませんので、令和9年10月1日(金)からは、有料化の対象となるごみを出すときは指定収集袋をご使用ください。

Q3 現在使用している富山地区広域圏指定ごみ袋は使えなくなるのですか。

A3 引き続き、有料化の対象外のもの(プラスチック資源や紙おむつなど)を出すときにご使用ください。

Q4 紙おむつはどのように出すのですか。

A4 有料化の対象外となりますので、透明または半透明の袋に入れて、「ふくし」と書いた紙を貼って出してください。他の「燃やすすかしいごみ」と一緒に出す場合は、指定収集袋をご使用ください。

Q5 剪定枝はどのように出すのですか。

A5 有料化の対象外です。これまでと同じく、長さ1メートル以内、太さ10センチメートル以内であればひもで縛って2~3束ずつ、日を分けて出してください。細かい枝や落ち葉などは、透明または半透明の袋に入れて出してください。

Q6 資源物はどうして有料化の対象外なのですか。

A6 限られた資源を有効に活用するためです。ごみと資源物を分別することにより、市民の皆さんの経済的な負担が軽減される仕組みとなっています。さらなる分別へのご協力をお願いします。

Q7 資源物の出し方は変わりますか。

A7 これまでと同じです。ごみ集積場や地域の資源集団回収、スーパーマーケットなどの回収協力店にお出しください。資源物ステーションも引き続き、ご利用いただけます。

Q8 町内で清掃したときに出るごみは、有料化の対象ですか。

A8 町内等の清掃ごみは有料化の対象外です。透明または半透明の袋に入れて「ボランティア」と書いた紙を貼って出してください。

Q9 ごみの減量に有効な方法について、教えてください。

A9 市広報や市ホームページ、SNS、ごみ分別促進アプリなどを活用して、ごみの減量に効果的な取組に関する情報を発信しています。ぜひ、ご利用ください。

Q10 家庭ごみ有料化制度について、さらに詳しく教えてほしい。

A10 市ホームページ、SNS、ごみ分別促進アプリなどで、制度について詳しくご説明しています。また、町内会や地域の各種団体を対象とした出前講座も行っています。

分別に困ったら…

ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」をダウンロードすると、分別の検索や収集日をお知らせします。

「さんあ〜る」



詳しくは、こちら
富山市HP
(ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」)

まだ使えるもののなに…

リユース活動の促進に向けて、富山市は令和8年3月に民間事業者2者とそれぞれ連携協定を締結しています。捨てる前にリユースをご検討ください。



詳しくは、こちら
富山市HP
(不要品を捨てる前にリユースしませんか?)

不要品を売りたい方



不要品を譲りたい方



家庭ごみや資源物の分別ルールのご協力をお願いします。決められた場所・方法以外で出さないでください。
不法投棄は犯罪です。また、店舗等に無断で家庭ごみを投棄しないでください。